

練馬区南大泉連合町会会則

- 第 1 条 本会は東京都練馬区南大泉連合町会という。
- 第 2 条 本会は東京都練馬区南大泉 4-29-12 に事務所をおく。
- 第 3 条 本会は連合町会会員相互の親睦をはかり、文化的に良き町づくりを目的とする。
- 第 4 条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。
1. 治安活動への協力
 2. 消防・防災活動への協力
 3. 保健・衛生活動への協力
 4. 交通安全活動への協力
 5. 自主的な文化活動
 6. 役員会に於て前条の目的を達成することに必要と認めた事項
- 第 5 条 本会は東京都練馬区南大泉 1 丁目より 6 丁目内に居住する者をもって会員とする。
- 第 6 条 会員は所定の会費を醸出するものとする。
会費の改定を要するときは総会の決議を必要とする。
- 第 7 条 会費は原則として年 2 回以内に納付する。
- 第 8 条 本会の事業は会費及び寄付金、その他の収入金により施行する。
- 第 9 条 本会に次の役員をおく。
1. 会 長 1 名
 2. 副 会 長 若干名
 3. 庶 務 若干名
 4. 会 計 若干名
 5. 会 計 監 査 若干名
 6. 理 事 若干名
- 第 10 条 役員の選出は次の方法による。
1. 会長は理事の推薦による
 2. 副会長は理事の互選による

3. 庶務は理事の互選による
 4. 会計は理事の互選による
 5. 会計監査は役員外の会員より総会に於て選ぶ
 6. 理事は1丁目町会～6丁目町会に於て推薦した者になる
- 第 1 1 条 役員の任務は次の通りである。

1. 会長は本会を代表し会務を統理し、会議を招集し其の議長となる。
2. 副会長は会長を助け、会長事故あるときは之を代理する。
3. 庶務は会務を記録し事務を処理する。
4. 会計は本会のすべての金銭の収支を明らかにして一切の経理事務を処理する。
5. 会計監査は本会の会計の会務を監査する。
6. 理事は理事会を開き会務を遂行する。

第 1 2 条 役員の任期は2ヶ年とする。但し再選を妨げない。

第 1 3 条 本会の会計年度は毎年4月1日より翌年3月末日迄とする。

第 1 4 条 総会は毎年1回開き予算決算等の会務を議決する。

第 1 5 条 理事会は必要に応じて開催し、議事は出席者の過半数をもって決定する。